



平成 25 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社村田製作所
代表者名 代表取締役社長 村田 恒夫
(コード : 6981、東証・大証 第一部)
問合せ先 広報部長 野村 佳弘
(TEL. 075-955-6786)

会 社 名 東京電波株式会社
代表者名 代表取締役社長 橋口 一徳
(コード : 6900、東証 第一部)
問合せ先 執行役員総務部長 谷田 清昭
(TEL. 03-5493-4711)

株式会社村田製作所による東京電波株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約締結のお知らせ

株式会社村田製作所（以下、「村田製作所」といいます。）および東京電波株式会社（以下、「東京電波」といいます。）は、本日開催のそれぞれの取締役会において、村田製作所を株式交換完全親会社とし、東京電波を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日、両社の間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、村田製作所については、法令等に基づく許認可の取得を得た上で、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより行われる予定です。また、東京電波については、平成 25 年 6 月 26 日に開催予定の東京電波の定時株主総会における承認を受けた上で行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日（平成 25 年 8 月 1 日予定）に先立ち、東京電波の普通株式は株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第一部において、平成 25 年 7 月 29 日付で上場廃止（最終売買日は平成 25 年 7 月 26 日）となる予定です。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

村田製作所は、村田昭により昭和 19 年に京都市中京区にて創業され、昭和 25 年に株式会社に改組いたしました。現在、村田製作所グループは連結子会社 77 社および持分法適用関連会社 5 社で構成され、「Innovator in Electronics®」をスローガンとして掲げ、時代とともに要求も高度化していくエレクトロニクス業界において、独創的な製品を開発・製造・販売することで、高度情報化社会の発展に貢献してまいりました。

現在、村田製作所は急成長するスマートフォン、タブレット等のポータブルデバイス市場を中心市場と位置づけ、材料技術やモジュール技術、生産技術をベースに積層セラミックコンデンサや無線モジュールといった高機能・高付加価値の部品を開発、生産し、グローバルに販売しております。また、新興国市場での生産・販売や、自動車向けや環境・エネルギー向け、ヘルスケア向けといった新規市場にも展開し、需要が急拡大する地域や、より参入障壁が高い事業領域においても確固たる地歩を築きつつあります。

製品ラインアップにおいては、世界の最先端市場で要求される技術力や納入実績を持つ企業と手を組んで隣接領域のコア技術を取り込む、いわゆる「にじみだし」戦略を採用し、小型化・省電力化・高速化に代表される顧客のあくなき技術革新要求に新たなソリューションを提供することで、需要を創造し続けております。

一方、東京電波は、昭和 9 年に創業された東京電波研究所を母体に、昭和 24 年に「東波工業株式会社」として設立されると同時に現社名に商号変更しました。以来水晶振動子、水晶発振器等の製品群を中心とした水晶デバイス事業、ならびに高周波回路設計をコア技術にした無線装置、計測器等の電子機器事業を開拓しております。

水晶デバイスは通信、情報分野においてキーテクノロジー部品の一つであり、東京電波は長年にわたり培ってきた高品質、高純度の人工水晶育成技術、幅広い周波数帯に対応した水晶加工実装技術、高精度の温度補償・評価技術を基盤に自動車、OA機器、情報家電、産業用無線機器等多くの市場に付加価値の高い製品群を供給してまいりました。特に成長著しいスマートフォン、タブレット等のポータブルデバイス市場におきましては、業界に先駆けた小型化、高精度化製品の開発を推進することにより、顧客の要求にマッチした付加価値の高い製品を提供し続けております。

これまで両社は東京電波が開発・生産した水晶製品が村田製作所の製品に重要部品として搭載される等、長期にわたり良好な協力関係を維持しております。さらに両社は、水晶デバイス事業に関連し平成 21 年 8 月には資本業務提携に関する合意書を、平成 23 年 5 月には包括提携契約をそれぞれ締結し、両社での販売協力や、高精度・低コストの製品である HCR® の開発を進めてきました。

両社が中核市場と位置づけるポータブルデバイスは年間十数億台とされる巨大市場に成長しておりますが、端末の高機能化や新興国での需要増等を原動力に、引き続き海外市場を中心に需要が拡大すると見込まれております。しかし、ユーザーであるセットメーカー間での激しい開発・販売競争、ならびに新興国の水晶メーカーの台頭による市場競争を背景に、技術革新やモデルチェンジのスピードは速く、企業・モデルごとの需給変動もより大きくなる傾向にあります。また東京電波は、北米の販売拠点や各国の代理店等を通じて世界の各地域で販売活動を行っておりますが、製品の海外展開は必ずしも十分なものとはいえない状況です。こうした市場で勝ち残っていくためには両社のもつコア技術を生かし、グローバルな市場に対応した幅広い製品開発、供給力対応を進めていかなければなりません。

これまで、東京電波は村田製作所の持分法適用関連会社として一定の協力関係にはあったものの、現下の厳しい経済環境を乗り切るために、東京電波が村田製作所と一体となって情報を共有し、充分かつ機動的な生産能力を確保するとともに、村田製作所の特に海外販売網との垂直統合を進め、必要人員・資金を確保して最先端の研究開発を続けていく必要があります。そのためには、開発・生産・販売・マーケティング・経営管理等、両社が持つ経営資源の最大限の活用と経営判断の迅速化を可能とする強固な体制を構築することが不可欠であり、村田製作所による東京電波の完全子会社化が最適と判断しました。

本株式交換により、村田製作所では電子部品のキーパーツである水晶デバイスに関する製品、技術を得ることでさらに電子部品のラインアップを充実させることができ、一方東京電波は水晶デバイスの開発、生産、販売について強力に推進できる体制が構築されることになり、事業シナジーにより両社の企業価値向上に大きく寄与することになります。具体的には以下ののような事業シナジーの追求が可能になります。

- ① 急拡大する需要に見合った水晶製品等の生産能力を確保するとともに、村田製作所の生産技術、サプライチェーン管理力、マーケティング手法等を東京電波に本格的に導入し、需給対応力を増して収益の最大化を図る
- ② 村田製作所の販売網をフルに活用し、東京電波の製品をグローバルに拡販するとともに、幅広い製品ラインアップを活かした顧客開拓に注力し、両社製品の更なる拡販を図る

- ③ 世界のリードカスタマーに対する、東京電波の製品の企画・開発提案体制を強化するとともに、顧客ニーズを先取りした製品の共同開発を進め、高機能で付加価値の高い電子部品を創出する

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	平成25年2月13日
定時株主総会基準日（東京電波）	平成25年3月31日
定時株主総会開催日（東京電波）	平成25年6月26日（予定）
最終売買日（東京電波）	平成25年7月26日（予定）
上場廃止日（東京電波）	平成25年7月29日（予定）
本株式交換の予定日（効力発生日）	平成25年8月1日（予定）

（注1）村田製作所は会社法第796条第3項に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行われる予定です。

（注2）上記日程は、本株式交換の手続きの進行等に応じて必要があるときは、両社の合意に基づき変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

村田製作所を株式交換完全親会社、東京電波を株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、村田製作所については、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより行われる予定です。東京電波については、平成25年6月26日に開催予定の東京電波の定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	村田製作所 (株式交換完全親会社)	東京電波 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	0.10
本株式交換により交付する株式数	村田製作所普通株式：639,285株（予定）	

（注1）株式の割当比率

東京電波の普通株式1株に対して、村田製作所の普通株式0.10株を割当て交付します。ただし、村田製作所が保有する東京電波の普通株式3,000,000株（平成25年2月13日現在）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

（注2）本株式交換により交付する株式数

村田製作所は、本株式交換に際して、村田製作所の普通株式639,285株を本株式交換により村田製作所が東京電波の発行済株式（ただし、村田製作所が保有する東京電波の普通株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）における東京電波の株主（ただし、村田製作所を除きます。）に対し、割当て交付いたしますが、交付する株式は保有する自己株式（平成24年12月末日現在14,187,796株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。なお、東京電波は本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時までに保有することとなる全ての自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって東京電波が取得する自己株式を含みます。）を、基準時をもって消却する予定です。

本株式交換により割当て交付する株式数については、東京電波による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換により、村田製作所の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている東京電波の株式が1,000株未満である東京電波の株主の皆様は、村田製作所の単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、取引所市場においては売却することはできません。村田製作所の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、

村田製作所の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

①単元未満株式の買取制度（100 株未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、村田製作所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、村田製作所に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

②単元未満株式の買増制度（100 株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項および村田製作所の定款の規定に基づき、村田製作所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元（100 株）となる数の普通株式を村田製作所から買い増すことを請求することができる制度です。

現時点では村田製作所は単元未満株式の買増制度を採用しておりませんが、本株式交換の結果、東京電波の全株主の 7 割程度（平成 24 年 12 月末日時点の東京電波の株主名簿による割合です。現時点ではこの割合と異なる場合があります。）の皆様が村田製作所の単元未満株式のみを保有することとなる可能性があることから、平成 25 年 6 月下旬に開催予定の村田製作所の定時株主総会で定款変更議案が承認されることを条件に村田製作所の単元未満株式の買増制度を新設させていただく予定です。

（注 4）1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、村田製作所の普通株式 1 株に満たない端数の割当て交付を受けることとなる東京電波の現株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の村田製作所の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主様に交付いたします。

（4）本株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

東京電波は、新株予約権および新株予約権付社債のいずれも発行していないため、該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

（1）算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、各社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、村田製作所は野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）を、東京電波は株式会社三菱東京UFJ銀行（以下、「三菱東京UFJ銀行」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

野村證券は、村田製作所については、同社が東京証券取引所および大阪証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成 25 年 2 月 8 日を基準日として、算定基準日の株価終値、平成 25 年 2 月 4 日から算定基準日までの 1 週間の終値平均値、平成 25 年 1 月 9 日から算定基準日までの 1 ヶ月間の終値平均値、平成 24 年 11 月 9 日から算定基準日までの 3 ヶ月間の終値平均値、および平成 24 年 8 月 9 日から算定基準日までの 6 ヶ月間の終値平均値）を、また、村田製作所には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 法」といいます。）を採用して算定を行いました。

東京電波については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成 25 年 2 月 8 日を基準日として、算定基準日の株価終値、平成 25 年 2 月 4 日から算定基準日までの 1 週間の終値平均値、平成 25 年 1 月 9 日から算定基準日までの 1 ヶ月間の終値平均値、平成 24 年 11 月 9 日から算定基準日までの 3 ヶ月間の終値平均値、および平成 24 年 8 月 9 日から算定基準日までの 6 ヶ月間の終値平均値）を、また、東京電波には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を行いました。村田製作所株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.08～0.09
類似会社比較法	0.08～0.16
D C F 法	0.08～0.12

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、村田製作所、東京電波およびそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成25年2月8日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、村田製作所および東京電波の財務予測については、村田製作所および東京電波により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

一方、三菱東京UFJ銀行は、村田製作所については、同社が東京証券取引所および大阪証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を採用しております。なお、市場株価平均法では、算定基準日を平成25年2月8日として、算定基準日の株価終値、平成25年2月4日から算定基準日までの1週間の終値平均値、平成25年1月9日から算定基準日までの1ヵ月間の終値平均値、平成24年11月9日から算定基準日までの3ヵ月間の終値平均値を算定の基礎としております。

東京電波については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を採用しております。なお、市場株価平均法では、算定基準日を平成25年2月8日として、算定基準日の株価終値、平成25年2月4日から算定基準日までの1週間の終値平均値、平成25年1月9日から算定基準日までの1ヵ月間の終値平均値、平成24年11月9日から算定基準日までの3ヵ月間の終値平均値を算定の基礎としております。また、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、D C F 法により算定を行っております。D C F 法では、東京電波が作成した利益計画を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、東京電波株式の1株当たりの株式価値を算定しております。

村田製作所株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果	
村田製作所	東京電波	
市場株価平均法	市場株価平均法	0.080～0.086
市場株価平均法	D C F 法	0.066～0.125

三菱東京UFJ銀行は、上記株式交換比率の算定に際し、村田製作所および東京電波の両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産および負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）に関する個別の各資産および各負債の分析および評価を含め、独自の評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、東京電波から得た将来の利益計画については、東京電波の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱東京UFJ銀行の算定は、平成25年2月8日現在までの上記情報等を反映したものです。

なお、D C F 法による算定の基礎として、村田製作所が野村證券に提供した利益計画には大幅な増益

が見込まれている事業年度があります。これは主としてスマートフォン・タブレット端末出荷台数の増加ならびに端末1台当たりに搭載される村田製作所製品数の増加に伴う利益率の改善を織り込んでいることによるものです。

また、DCF法による算定の基礎として、東京電波が野村證券および三菱東京UFJ銀行に提供した利益計画には大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは来期以降引き続き厳しい経営環境が継続することによる業績への影響が想定され、当面は業績の悪化が見込まれるもの、その後拡販活動やコスト削減等の成果による収益の拡大により業績向上が期待できると考えたためです。

(2) 算定の経緯

村田製作所および東京電波は、それぞれ第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果および助言を参考に、また各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、上記2.(3)記載の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断し、本日開催された両社の取締役会にて本株式交換の株式交換比率を決定し、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議のうえ変更することがあります。

(3) 算定機関との関係

野村證券および三菱東京UFJ銀行はいずれも、村田製作所および東京電波から独立した算定機関であり、村田製作所および東京電波の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(4) 上場廃止となる見込みおよびその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成25年8月1日をもって、村田製作所は東京電波の完全親会社となり、完全子会社となる東京電波の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、平成25年7月29日付で上場廃止（最終売買日は平成25年7月26日）となる予定です。上場廃止後は、東京電波の普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなりますが、東京電波の普通株主に対しては、本株式交換契約に従い、上記2.(3)記載のとおり、村田製作所の普通株式が割り当てられます。

本株式交換の目的は上記1.に記載のとおりであり、結果として、東京電波の普通株式は上場廃止となる予定です。東京電波の普通株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付される村田製作所の普通株式は、東京証券取引所および大阪証券取引所に上場されているため、東京電波の普通株式を1,000株以上保有し、本株式交換により村田製作所の単元株式数である100株以上の村田製作所の普通株式の割当てを受ける株主は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き取引所市場において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、1,000株未満の東京電波の普通株式を保有する株主には、単元株式数に満たない村田製作所の普通株式が割り当てられます。単元未満株式は上記いずれの取引所市場においても売却することは出来ませんが、村田製作所に対して、単元未満株式の買取を請求することが可能です。また、現時点では村田製作所は単元未満株式の買増制度を採用しておりませんが、本株式交換の結果、東京電波の全株主の7割程度（平成24年12月末日時点の東京電波の株主名簿による割合です。現時点ではこの割合と異なる場合があります。）の皆様が村田製作所の単元未満株式のみを保有することとなる可能性があることから、平成25年6月下旬に開催予定の村田製作所の定時株主総会で定款変更議案が承認されることを条件に村田製作所の単元未満株式の買増制度を新設させていただく予定です。これらの取扱いの詳細については、上記2.(3)の（注3）をご参照ください。

また、1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記2.(3)の（注4）をご参照ください。

なお、東京電波の普通株主は、最終売買日である平成 25 年 7 月 26 日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有する東京電波の普通株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

（5）公正性を担保するための措置

村田製作所は東京電波の発行済株式数の 31.86% を保有し、持分法適用関連会社としていることから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保する観点から、本株式交換の実施にあたり、両社は上記 3. (1) に記載のとおり、それぞれ第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、上記記載の合意した株式交換比率により本株式交換を行うことを、本日開催のそれぞれの取締役会で決議いたしました。

なお、村田製作所および東京電波は、いずれも、各第三者算定機関から株式交換比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、本株式交換の法務アドバイザーとして、村田製作所は長島・大野・常松法律事務所を、東京電波は TMI 総合法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続きおよび取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

（6）利益相反を回避するための措置

本日開催の東京電波の取締役会において、東京電波の取締役 5 名のうち、村田製作所の顧問を兼務している坂本秀夫氏は、利益相反を回避する観点から、その審議および決議には参加しておらず、また、本株式交換に関する村田製作所との協議および交渉にも参加しております。

上記の取締役会において、坂本秀夫氏を除く全ての取締役が出席し、その全員一致により本株式交換契約の締結を決議しております。また、上記の取締役会には、全ての監査役が出席し、その全員が本株式交換契約の締結につき異議がない旨の意見を表明しております。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成 24 年 12 月 31 日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名 称	株式会社村田製作所	東京電波株式会社
(2) 所 在 地	京都府長岡京市東神足 1 丁目 10 番 1 号	東京都大田区大森西 1 丁目 12 番 18 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 村田 恒夫	代表取締役社長 橋口 一徳
(4) 事 業 内 容	ファンクショナルセラミックスをベースとした電子デバイスの研究開発・生産・販売	水晶振動子、水晶応用製品、人工水晶および水晶片、酸化亜鉛単結晶の一貫製造と販売、ならびに電子計測機器および水晶製造関連機器の製造と販売
(5) 資 本 金	69,376 百万円	3,703 百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 25 年 12 月 23 日	昭和 24 年 5 月 7 日
(7) 発 行 済 株 式 数	225,263,592 株	9,417,200 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数	(連結) 37,637 名 (平成 24 年 9 月 30 日現在)	(連結) 644 名 (平成 24 年 3 月 31 日現在)
(10) 主 要 取 引 先	コンピューター・通信機器・AV 機器・車載機器等を製造する国内外の企業	日本電気株式会社 シャープ株式会社
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行 株式会社みずほコーポレート銀行 株式会社京都銀行 株式会社滋賀銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社新生銀行 株式会社みずほ銀行

(12)	日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口) 5.25%	株式会社村田製作所 31.86%
	ジェーピー モルガン チェース バンク 380055(常任代理人 株式会 社みずほコーポレート銀行決済営業 部) 5.04%	吉濱 有紀子 6.33%
	日本生命保険相互会社 4.08%	日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 4.43%
	日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口) 3.77%	株式会社三菱東京UFJ銀行 3.85%
	ステート ストリート バンク ア ンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店) 2.50%	日本マスタートラスト信託銀行株式 会社 0.63%
	株式会社京都銀行 2.34%	CGML-IPB CUSTOMER COLLATERAL ACCOUNT 0.62%
	明治安田生命保険相互会社 2.33%	東京電波社員持株会 0.62%
	SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS(常任代理人 香港上 海銀行東京支店) 1.95%	日本証券金融株式会社 0.59%
	株式会社滋賀銀行 1.58%	資産管理サービス信託銀行株式会社 0.53%
	株式会社みずほコーポレート銀行 1.33%	小林 幸勝 0.53%
(13)	当事会社間の関係	
資本関係	村田製作所は、東京電波の発行済株式総数(9,417,200株)の31.86%に相 当する3,000,000株を保有しております。	
人的関係	村田製作所の顧問1名が、東京電波の専務取締役に就任しております。 また、村田製作所に在籍している従業員3名が、東京電波の従業員として出 向しております。	
取引関係	村田製作所は東京電波から水晶製品を購入しております。	
関連当事者への 該当状況	東京電波は村田製作所の持分法適用関連会社であり、村田製作所と東京電波 は、相互に関連当事者に該当いたします。	

(14) 最近3年間の経営成績および財政状態						
決算期	村田製作所(連結)			東京電波(連結)		
	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期
純 資 産	800,857	821,144	808,542	9,298	9,315	6,408
総 資 産	928,790	988,508	1,000,885	14,759	15,383	12,183
1株当たり純資産(円)	3,731.34	3,825.80	3,830.55	989.97	991.78	682.29
売 上 高	530,819	617,954	584,662	9,482	10,157	9,071
営 業 利 益	26,730	77,485	44,973	△195	17	△1,216
経 常 利 益	34,658 (注1)	82,062 (注1)	50,931 (注1)	△159	△204	△1,167
当 期 純 利 益	24,757	53,492	30,807	△269	72	△2,851
1株当たり当期純利益(円)	115.35	249.23	144.35	△30.12	7.67	△303.58
1株当たり配当金(円)	70	100	100	5	5	-

(注1) 村田製作所は、米国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成していますので、この数値は「税引前当期純利益」の数値を表示しています。

(注2) 単位は百万円。ただし特記しているものを除きます。

5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名 称	株式会社村田製作所
(2) 所 在 地	京都府長岡市東神足1丁目10番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 村田 恒夫
(4) 事 業 内 容	ファンクショナルセラミックスをベースとした電子デバイスの研究開発・生産・販売
(5) 資 本 金	69,376百万円
(6) 決 算 期	3月末日
(7) 純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8) 総 資 産	現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

村田製作所は米国会計原則に準拠して連結財務諸表を作成しております。本株式交換は取得に該当し、のれんが発生する見込みです。その金額は現時点では確定しておりませんが、連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。

7. 今後の見通し

本株式交換により村田製作所の持分法適用関連会社である東京電波は、村田製作所の完全子会社となる予定です。本株式交換が村田製作所の連結業績に与える影響等につきましては、現時点では確定しておりません。今後、業績予想修正の必要性および公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以上

(参考) 当期連結業績予想および前期連結実績

村田製作所 (当期業績予想は平成 25 年 1 月 31 日公表分)

(単位 : 百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結税引前 当期純利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 25 年 3 月期)	665,000	50,000	50,000	33,000
前期実績 (平成 24 年 3 月期)	584,662	44,973	50,931	30,807

東京電波 (当期業績予想は平成 24 年 11 月 12 日公表分)

(単位 : 百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 25 年 3 月期)	9,500	200	180	160
前期実績 (平成 24 年 3 月期)	9,071	△1,216	△1,167	△2,851